

## 大紀町空き家バンク制度要綱

平成22年 7月15日  
大紀町告示第 13 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大紀町における空き家の有効活用と定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンク制度(以下「空き家バンク」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)町内に存在する建物及びその敷地をいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売買、賃貸を希望する所有者から申込みを受けた情報を、町内へ定住等を目的として、空き家の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に対し、情報提供を行う制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者は、「空き家バンク」登録申込書(様式第1号)及び「空き家バンク」登録カード(様式第2号。以下「登録カード」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは空き家バンク登録台帳に登録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当する場合は、空き家バンク登録台帳へ登録しないものとする。

- (1) 当該空き家が、第2条第1号の要件を満たしていないもの
- (2) 当該空き家の所有者が、第2条第2号の要件を満たしていないもの
- (3) その他町長が空き家バンクへの登録が適当でないとして認めたもの

3 町長は、必要に応じて当該空き家を調査することができる。

4 当該申込者(以下「登録者」という。)は、前項の調査に協力するものとする。

5 町長は、前項の規定による登録をしたときは、「空き家バンク」登録完了通知書(様式第3号)を登録者に通知するものとする。

6 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者に対して空き家バンク制度による登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第5項の規定による登録完了通知書の通知を受けた登録者は、当該登録事項に変更があったときは、「空き家バンク」登録変更届書(様式第4号)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて町長に届け出なければならない。

(空き家バンクの登録の取消し)

第6条 町長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、又は「空き家バンク」取消願書(様式第5号)の届出があったときは、当該空き家バンク登録台帳から削除するとともに、「空き家バンク」取消通知書(様式第6号)を当該登録者に通知するものとする。

(情報提供及び利用登録)

第7条 町長は、必要に応じて、登録者の登録された必要な情報を利用希望者に提供するものとする。

2 利用希望者は、前項の規定による情報の提供を受けようとするときは、「空き家バンク」利用

登録申込書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは空き家バンク利用登録台帳に登録し、「空き家バンク」利用登録完了通知書（様式第8号）により当該申込者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。ただし、登録の有効期限は登録の日から3年間とする。

（利用登録に係る登録事項の変更の届出）

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、「空き家バンク」利用登録変更届書（様式第9号）を町長に届け出なければならない。

（利用登録者の登録の取消し）

第9条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を抹消するとともに、「空き家バンク」利用登録取消通知書（様式第10号）を当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 空き家の利用の目的等が趣旨に反すると判断されたとき。

(2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(3) 申込内容に虚偽があったとき。

(4) 空き家バンク利用登録の取消しの届出があったとき。

(5) その他町長が適当でないと認めるとき。

（空き家バンク利用の申請要件）

第10条 空き家バンクの情報を受け、空き家を利用しようとする利用希望者は、その利用において、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、本町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協働して生活できる者

(2) その他町長が適当と認められた者

（空き家バンク利用の申込み及び通知）

第11条 空き家バンクを利用しようとする利用希望者は、「空き家バンク」利用申込書（様式第11号）及び誓約書（様式第12号）に希望物件の番号（第4条の規定により登録された登録番号をいう。）その他必要な事項を記入し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申込みのあった場合で、前条に規定する要件を満たすものと認めるときは、当該希望物件の登録者へその旨を通知するものとする。

（登録者と利用希望者の交渉等）

第12条 町長は、登録者と利用希望者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

（個人情報の保護）

第13条 第4条第2項及び第7条第3項の規定による登録台帳に保有する個人情報の取り扱いについては、大紀町個人情報保護条例（平成17年大紀町条例第163号）に定めるところによる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この告示は、平成22年 7月15日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

大紀町長 様

「空き家バンク」登録申込書

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

このことについて、大紀町空き家バンク制度要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり「空き家バンク」へ登録を申込みます。

- 1 契約交渉については、次の方法を選択します。  
いずれかの（ ）内に を記入してください。  
（ ）直接型（契約交渉に関わるすべてについて、空き家登録者と利用登録者の両者間で責任をもって行います。）  
（ ）間接型（契約交渉に関わるすべてについて、（社）三重県宅地建物取引業協会へ媒介を依頼します。併せて、同協会へ情報の提供を承諾します。
- 2 登録内容は、別紙空き家バンク登録カード（様式第 2 号）に記載のとおりです。
- 3 家屋情報等の確認のため、町の税情報の使用を認めます。
- 4 登録情報については、大紀町ホームページ等への掲載に同意します。

（注 1）大紀町では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者」と「利用希望者」間で行う物件の賃貸・売買に関する交渉、契約等に関する仲介行為は行いません。なお、（社）三重県宅地建物取引業協会へ依頼する際の仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 4 6 条第 1 項の規定に基づく額の範囲となります。

（注 2）大紀町個人情報保護条例（平成 1 7 年大紀町条例第 1 6 3 号）の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、「利用希望者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用しません。

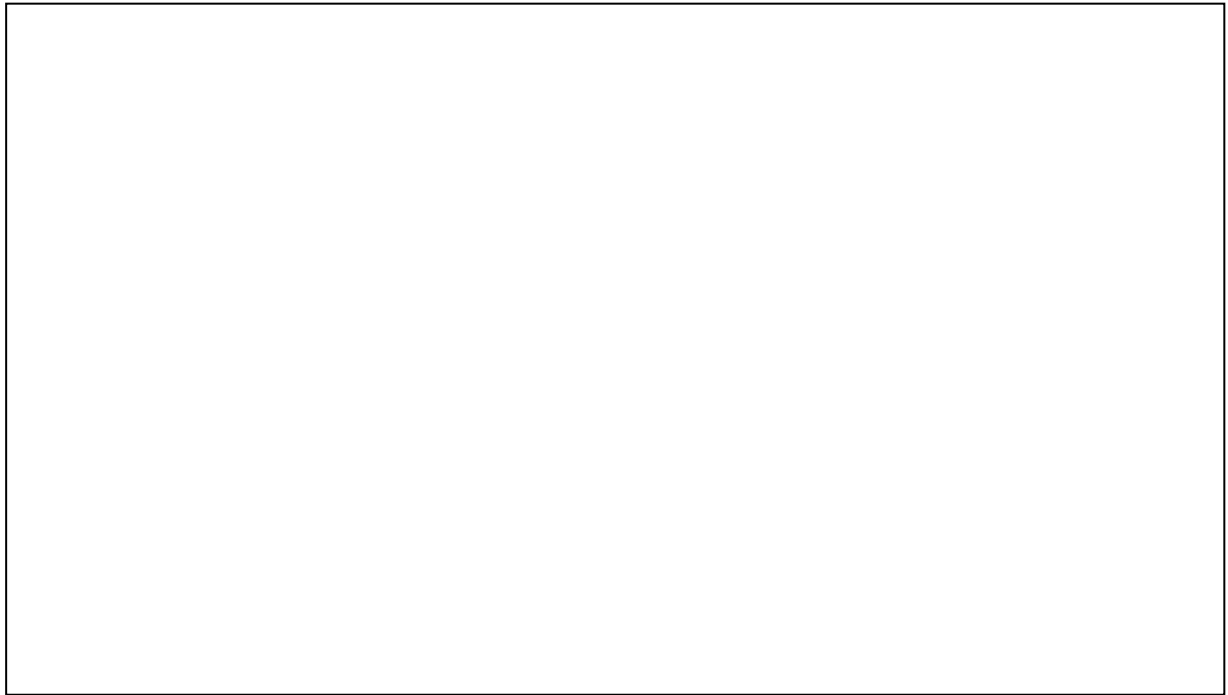
様式第2号（第4条関係）

「空き家バンク」登録カード

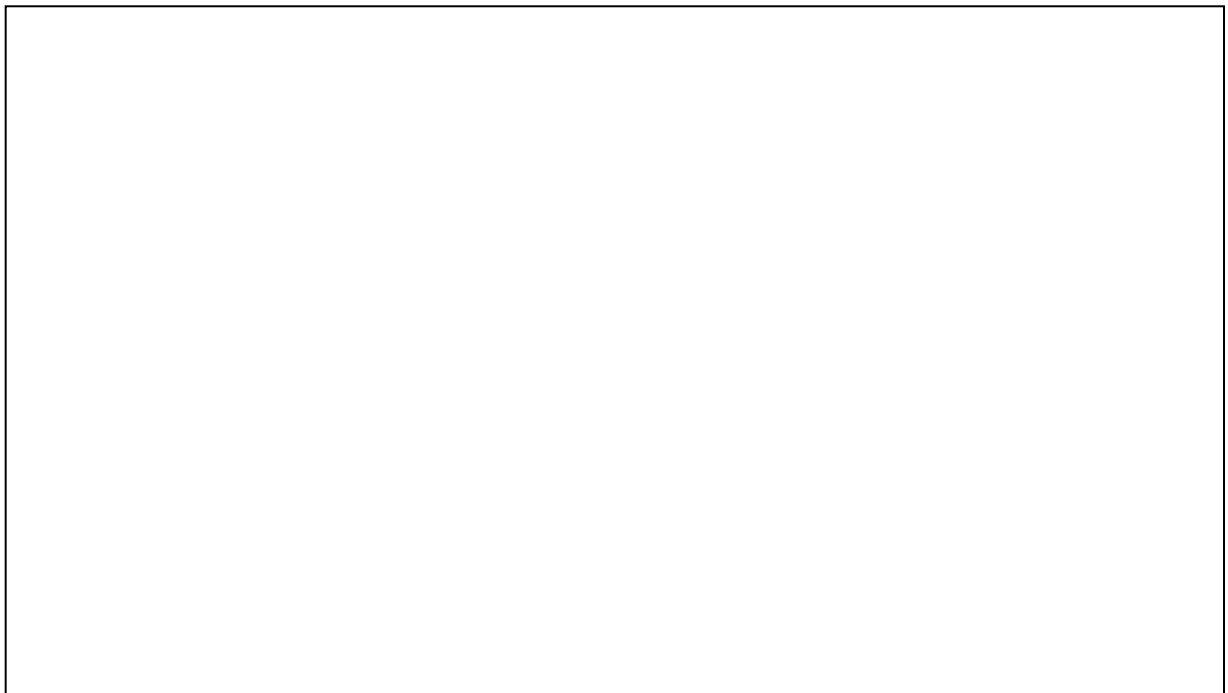
登録番号（物件番号）		直接 / 間接	直接型	間接型
申込者	住所			
	氏名			
	電話			
	Eメール			
空き家の所在地		大紀町 番地		
空き家の状況	権利関係	所有者本人 その他（ ）		
	用途	住宅 店舗併用住宅 その他（ ）		
	構造	木造 軽量鉄骨造 鉄筋コンクリート その他（ ） 平屋建て 2階建て その他（ ）		
	延床面積	m <sup>2</sup> （ ）坪		
	間取り	和室（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）（ ） 洋室（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）（ ） 台所（ ） 風呂 トイレ その他（ ）		
	建築時期	明治・大正・昭和・平成 年（頃） 築 年経過		
	増築・改築	時期と内容（ ）		
	補修の要否	補修は不要 多少の補修必要 大幅な補修必要 その他（ ）		
	家財等自己所有物	有り（賃貸した場合の対処） 無し		
	空き家になった時期	昭和・平成 年頃		
間取り図及び位置図	別紙に記載すること			
敷地の状況	権利関係	所有者本人 その他（ ）		
	面積	m <sup>2</sup> （ ）坪		
	駐車場	有り（ ）台分 無し		
設備関係	水道	上水道（ 即使用可 休止中 ） 井戸 その他（ ）		
	電気	即使用可 休止中 その他（ ）		
	ガス	プロパンガス その他（ ）		
	トイレ	水洗 汲み取り / 和 洋		
	風呂	ガス 灯油 電気 その他（ ）		
	その他			
賃貸・売買の別	賃貸のみ 希望賃料 円 / 月 敷金等 円 売却のみ（ 土地と建物 建物のみ ） 希望価格 円 どちらも可能な場合は両方ともチェックをしてください。			
その他必要事項				
受付日	年 月 日	現地確認日	年 月 日	
登録日	年 月 日			
登録抹消日	年 月 日	契約成立	登録取消	その他（ ）

様式第2号（第4条関係）  
別紙1

間取り図



位置図



様式第3号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

大紀町長

空き家バンク登録完了通知書

大紀町空き家バンク制度要綱第4条第5項の規定により、空き家バンクへの登録が完了したので次のとおり通知します。

登録番号：第 \_\_\_\_\_ 号

登録日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

大紀町長 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

「空き家バンク」登録変更届書

大紀町空き家バンク制度要綱第5条の規定により、「空き家バンク登録台帳」の変更をしたいので届け出ます。

登録番号 第 \_\_\_\_\_ 号

変更内容 様式第2号による。

様式第2号へ変更箇所を記載し、提出してください。

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

大紀町長 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

「空き家バンク」取消願書

大紀町空き家バンク制度要綱第6条の規定により、大紀町空き家バンク制度への登録を取消したいので届け出ます。

登録番号 第 \_\_\_\_\_ 号

取消理由

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_



様式第 6 号 ( 第 6 条関係 )

第 号  
年 月 日

様

大紀町長

「空き家バンク」取消通知書

大紀町空き家バンク制度要綱第 6 条の規定により、空き家バンクの登録を取消したので次のとおり通知します。

登録番号 第 号

理 由

---

---

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

大紀町長 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

年 齢 \_\_\_\_\_ 歳

電話番号 \_\_\_\_\_

FAX 番号 \_\_\_\_\_

E メール \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

「空き家バンク」利用登録申込書

大紀町空き家バンク制度要綱第7条第2項の規定により、大紀町空き家バンク制度を利用したいので申込みます。

利用目的			
希望条件			
利用方法等	定住等の別	1 定住 2 定期的利用 3 その他( )	
	売買又は賃貸の別及び希望価格	1 買いたい 希望価格 円程度 2 借りたい 希望家賃 円/月程度 3 どちらでもよい(上記1・2に金額を記入)	
	居住予定人数		
情報閲覧方法	1 インターネット 2 来庁 3 郵送 4 FAX 5 Eメール 6 その他( )		

大紀町個人情報保護条例（平成17年大紀町条例第163号）の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第8号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

申請者様

大紀町長

空き家バンク利用登録完了通知書

大紀町空き家バンク制度要綱第7条第3項の規定により、空き家バンクへの利用登録が完了したので通知します。

登録番号： 第 \_\_\_\_\_ 号

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

登録日： \_\_\_\_\_ 年 月 日

有効期限： \_\_\_\_\_ 年 月 日

変更等生じた場合、速やかに手続きを行ってください

様式第9号(第8条関係)

年 月 日

大紀町長 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

「空き家バンク」利用登録変更届書

大紀町空き家バンク制度要綱第8条の規定により、「利用登録台帳」の変更をしたいので届け出ます。

登録番号 第 \_\_\_\_\_ 号

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

変更内容 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

様式第10号(第9条関係)

第 号  
年 月 日

申請者様

大紀町長

「空き家バンク」利用登録取消通知書

大紀町空き家バンク制度要綱第9条の規定により、空き家バンク利用登録を取消したので通知します。

登録番号： 第 \_\_\_\_\_ 号

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ 様

抹消理由： \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

様式第 1 1 号 ( 第 1 1 条関係 )

年 月 日

大紀町長 様

氏 名 \_\_\_\_\_

「空き家バンク」利用申込書

大紀町空き家バンク制度要綱第 1 1 条の規定により、次のとおり申込みます。

希望物件番号 番

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

年 齢 \_\_\_\_\_ 歳

電話番号 \_\_\_\_\_

FAX 番号 \_\_\_\_\_

E メール \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

同居構成

氏 名	続 柄	年 齢

大紀町個人情報保護条例 ( 平成 1 7 年大紀町条例第 1 6 3 号 ) の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第12号(第11条関係)

## 誓約書

大紀町長様

私は、大紀町空き家バンク制度(以下「空き家バンク」という。)の利用申込に当たり、大紀町空き家バンク制度要綱(以下「要綱」という。)に定める制度の趣旨等を理解したうえで、申込みます。

また、申込書記載事項に偽りはなく、要綱第10条に規定する要件等を遵守することを誓約します。

なお、「空き家バンク」への申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

今後、空き家を利用することとなったときは、大紀町の自然環境、生活文化等への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、より良き地域住民となることをここに誓約いたします。

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_